

タバコ対策事業 【利用要項】

1. 目的

- ① 禁煙のきっかけを提供し、喫煙者に禁煙の大切さに気付いてもらい、禁煙者の増加に努め喫煙による疾病の予防と健康増進を図ることを目的とする。
- ② ニコチンガムを配布することで禁煙の動機付けをし、各事業所における喫煙率低下および受動喫煙防止を図ることを目的とする。

2. 利用資格

当健康保険組合の被保険者（被扶養者は対象外）

3. 事業内容

事業所単位、個人単位で申請可能。
ニコチンガムについては、利用予定者分を健保から配布。

- ニコチンガム1日分お試しコース
（今すぐ禁煙するつもりが無くても利用可能！）
- 禁煙開始をサポート！ニコチンガム7日分コース
- 禁煙を考えている貴方に！専門職による個別指導コース
（禁煙成功者には禁煙補助薬助成有り）

4. 利用手続き

- ・全コース、メールカー・郵送・FAXのいずれかの方法で事前申請制とする。

ニコチンガム 1日分お試しコース

（今すぐ、禁煙するつもりが無くても利用可能！）

【個人での申し込みの場合】

- ・「タバコ対策事業利用申込書」を当健康保険組合に提出。
- ・健保組合より、ニコチンガムを1日分送付。

【事業所単位での申請】

- ・「タバコ対策事業利用申込書」・「タバコ対策事業利用予定者リスト」を当健康保険組合に提出。
- ・承認後、当健康保険組合より、事業所担当者にニコチンガム1日分を送付。
- ・「タバコ対策事業利用者リスト」を当健康保険組合に提出。

禁煙開始をサポート！ニコチンガム7日分コース

【個人での申し込みの場合】

- ・「タバコ対策事業利用申込書」を当健康保険組合に提出。
- ・当健康保険組合により、ニコチンガム7日分とアンケートを送付。
- ・実施後、アンケートを記入し、当健康保険組合に提出。

【事業所単位での申請】

- ・「タバコ対策事業利用申込書」・「タバコ対策事業利用予定者リスト」を当健康保険組合に提出。
- ・承認後、当健康保険組合より、事業所担当者にニコチンガム7日分とアンケートを送付。
- ・「タバコ対策事業利用者リスト」と回収したアンケートを当健康保険組合に提出。

禁煙を考えている貴方に！専門職による個別指導コース

【個人での申し込みの場合】

- ・「タバコ対策事業利用申込書」を当健康保険組合に提出。
- ・当健康保険組合より、面談日程の連絡調整が入る。
- ・2か月間フォローを実施

【事業所単位での申請】

- ・「タバコ対策事業利用申込書」・「タバコ対策事業利用予定者リスト」を当健康保険組合に提出。
- ・当健康保険組合より、面談日程の連絡調整が入る。
- ・2か月間フォローを実施

★ 禁煙成功者には禁煙補助薬助成 ★

2か月間のフォロー中、禁煙補助薬を使用した場合で、禁煙成功者に限り、禁煙補助薬の代金20,000円を上限として補助します。（禁煙外来は対応となりません。）

「禁煙補助薬助成申請書」の裏に領収書(品物名を明記の上)を添付のうえ、当健康保険組合に送付してください。

表面

禁煙補助薬助成
申請書

裏面

領収書添付
レシートでも
OKです

5. その他

- ニコチンガム1日分お試しコースにおいては、利用可能回数 1事業所あたり1年度につき3回までとする。
- ニコチンガムもしくはニコチンパッチには併用禁忌薬や使用禁忌の場合があるため、各自、安全のため説明書を確認の上、利用すること。